

特別障害者手当・障害児福祉手当

日常において常時介護を必要とする在宅の重度心身障害者に対して、申請により手当を支給します。

手当の種類	対象者	支給内容	支給の制限
特別障害者手当	20歳以上で日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者	月額26,440円 2・5・8・11月に支給	・所得制限あり ・施設入所または病院などに3か月を超えて入院しているときは支給されません。
障害児福祉手当	20歳未満で日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障害児	月額14,380円 2・5・8・11月に支給	・所得制限あり ・施設入所しているときは支給されません。

※支給月額については変更することがあります。

申請・問合せ

健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1230 内線112



ダイオキシンを さらに減らすために

県内で発生したダイオキシンのうちの多くは、私たちの家庭から出たごみや産業廃棄物の焼却によるものです。

家庭でゴミを 燃やさないで

家庭用のごみ焼却炉や事業所の小型焼却炉のほとんどは、燃焼温度が十分に上がらないなど、不完全燃焼を起こしやすく、ダイオキシンを多く発生させるため使用できません。

もちろん、庭先などで焼却炉を使わずにごみを燃やしたり、ドラム缶などを使って焼却することもできません。

ゴミを減らす工夫を 心がけましょう

ダイオキシンを減らすためには、ゴミを減らすことが何よりも効果的です。「必要なものを必要なだけ買う」「使い捨て商品は買わない」「長く大切にものを使う」、「過剰な包装は控える」、「レジ袋はもらわない」など、ゴミを作らないように心がけましょう。

ルを徹底するなど、私たち一人ひとりが、毎日の生活を見直していくことが大切です。皆様のご協力をお願いします。

町民生活課環境衛生担当
☎62-11230 内線105

家庭用簡易焼却炉を 無料で回収します

焼却灰を除去し、2トントラックが進入できる場所まで搬出してください。

期日 11月下旬を予定（申込者には後日回収日を連絡します）

対象

- ①家庭用ブロック積簡易焼却炉（ブロック積焼却炉はブロック単位に解体）
- ②家庭用スチール製小型焼却炉（ドラム缶を除く）

申込み

11月13日(金)までに町民生活課環境衛生担当へ
☎62-11230 内線105

